

## 船舶事故等調査報告書

平成23年8月25日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011函第4号	
事故等種類	運航不能（機関損傷）	
発生日時	平成22年10月13日 09時00分ごろ	
発生場所	北海道釧路市釧路港西方沖 豊頃町十勝大津灯台から真方位078°13海里付近 （概位 北緯42°43.0′ 東経143°55.0′）	
事故等調査の経過	平成23年2月1日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（函館事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	漁船 第二 <small>たこしま</small> 嶋丸、297トン	
船舶番号、船舶所有者等	127592、濱田漁業株式会社	
乗組員等に関する情報	機関長、五級海技士（機関）	
死傷者等	なし	
損傷	主機のクランク軸及び同軸受メタル等が焼損	
事故等の経過	<p>本船は、釧路港西方沖において、平成22年10月13日09時00分ごろ、帰航のために主機のクラッチを前進へ入れたところ、主機が異常音を発して停止し、機関長が点検した結果、クランク軸及び同軸受メタル等が焼損していた。</p> <p>本船は、運航不能となり、僚船にえい航されて釧路港に入港した。</p>	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東北東、風力 3	
その他の事項	<p>本船は、本インシデント発生直前、主機駆動の油圧ポンプを運転して約170tの漁獲物の積み込みを行っており、その際、船体が通常よりも大きく右舷側に傾斜していた。</p> <p>主機は、異常音を発した際、潤滑油圧力低下警報が作動していた。</p> <p>主機の潤滑油量は、毎日計測しており、当日も適正值内にあった。</p> <p>主機は、機関長が点検した結果、クランク軸及び同軸受メタル等が焼損していた。</p> <p>主機の潤滑油は、平成22年5月に交換されていた。</p> <p>主機の潤滑油こし器は、1か月に1度の頻度で点検及び清掃が行われていた。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>あり</p> <p>なし</p> <p>本船は、釧路港西方沖において、主機駆動の油圧ポンプを運転して漁獲物の積み込み作業中、船体が大きく傾斜して潤滑油ポンプの吸入管が空気を吸引したことから、潤滑油圧力が低下して潤滑が阻害され、主機のクランク軸及び同軸受メタル等が焼損し、運航不能になったものと考えられる。</p>

原因	本インシデントは、本船が、釧路港西方沖において漁獲物の積込み作業中、主機の潤滑油ポンプが空気を吸引したため、潤滑油圧力が低下し、主機のクランク軸及び同軸受等が焼損したことにより発生したものと考えられる。
----	---